

平成28年第9回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 平成28年9月26日(月) 午前10時00分から

(2) 場 所 輪島市役所4階 第1会議室

2 招集者 輪島市農業委員会 会長 向面 正一

3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員 14名

1番 坂下 正幸

(欠席)

3番 谷内 吉夫

(欠席)

5番 森谷 正美

6番 安 津久人

7番 向面 正一

8番 田中 喜義

(欠席)

10番 岩坂 一明

11番 山崎 覺治

12番 坂本 昭信

13番 東 克芳

14番 大宮 正

15番 森山 博

16番 新谷 義治

17番 田上 正男

(2) 欠席委員

2番 石倉 稔

4番 山本 秀夫

9番 新澤 晟

4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 坂出 和彦

5 傍聴者 0人

6 会議に付議した議件

(1) 議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について

7 報告事項

(1) 報告第23号 農地法第3条の3の規定による届出について

(2) 報告第24号 農地法第5条の制限除外に係る届出について

(3) 報告第25号 農地法の適用を受けない土地の証明願について

(4) 報告第26号 農地法の形状を変更することについて

8 議事

開会 10:00 閉会 10:48

事務局長	それでは定刻となりましたので会長よろしく申し上げます。
議長	それでは開会いたします。 ただ今の出席委員は、14名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第9回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。 (「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。
議長	議事録署名委員を指名いたします。 議席番号8番 田中 喜義 委員 及び 議席番号10番 岩坂 一明 委員の両委員を指名いたします。
議長	議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第26号】の農地法第5条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	はい。ご説明いたします。議案書2ページをご覧ください。議案第26号の農地法第5条の規定による申請承認についてです。今月は2件です。2ページが所有権移転、3ページが使用貸借権設定となっております。 申請番号1番です。土地の所在は、門前町日野尾〇〇の田297㎡で譲受人は門前町日野尾の〇〇さん、譲渡人は金沢市の〇〇さんです。転用目的は露天駐車場です。申請地については、農地の広がり10ha未満であることから第2種農地と考えており、また住宅その他申請に係る土地

	<p>の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして妥当と考えております。</p> <p>3 ページをお開き下さい。申請番号 2 番です。土地の所在は、杉平町〇〇の田 40 m²で譲受人は二ツ屋町の〇〇、譲渡人は金沢市の〇〇さんです。転用目的は庭園用地です。申請地については、農地の広がりから 10ha 未満であることから第 2 種農地と考えており、また住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして妥当と考えております。</p>
議 長	<p>それでは申請番号 1 番について地区担当委員議席番号 4 番 山本 秀夫委員が欠席ですので森谷委員よりご意見をお願いいたします。</p>
森谷委員	<p>はい、5 番森谷です。山本委員が欠席ですので私が報告します。23 日に田上・山本両委員と私と事務局で現場を見てきています。申請箇所ですが市立くしひ保育所の入り口であります。現況は田となっておりますが既に空き地になっております。周りへの影響ですが周りが住宅ですので何ら耕作には影響がありませんのでよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。それでは申請番号 2 番について地区担当委員議席番号 6 番 安 津久人委員よりご意見をお願いいたします。</p>
安 委員	<p>はい、議席番号 6 番安です。議案第 26 号の農地法第 5 条の規定による申請承認について確認してきましたので報告します。先日、森谷職務代理、田上委員、山本委員、私と事務局並びに波座行政書士にて現地を確認しました。箇所は 5 ページの図にあるとおり国道 249 号線輪島バイパスの脇にあり、当箇所は 4 月の委員会に申請した箇所の隣接地であります。台帳上は田であります但し現地は畑でございます。申請どおり庭園用地として利用しても周辺に何ら影響はありませんのでよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。それではこれより質疑を許します。</p>
大宮委員	<p>(申請番号 2 について) この箇所について許可したのはいいのですが、</p>

最初許可したときは建物を建てるという事で許可した訳ですが、なんでこんな事になっているかといいますと、建坪率不足でこんだけ面積を増やしたという事です。建坪率は皆さんご存じのとおり 100 m² あったら何 m² まで建てていいですよという割合です。それが不足したためこのような事が起きたのです。農業委員会の中でこういう事まで介入していいかわからないのですが、目的がはっきりした場合には建物の設計図と地面を合わせて建坪率にあてはまっているかどうかということも我々の仕事ではないかもしれませんが、また追加みたいな形で理由は庭園用地となっていますが建坪率不足で実はやった仕事です。

安 委員 建築申請だと建築課が悪いのでは。

大宮委員 そこら辺は我々の仕事かはわかりませんが、今回の場合はこのような事で間違いありません。これからも田んぼから宅地にして建物を建てる事があると思うんです。角地とかで建坪率が違うんです。この場合は建坪率が足りないんでこのような事になったと。ここには見えないんですが中身はそうなんです。項目は庭にするとなっており、こういう事を立ち上げた事になるかもしれませんが皆さんの意見を聞きたいと思っています。ここまで我々が携わる必要があるかどうかも含めてですが。

安 委員 建築課が許可した自体がおかしいじゃないかな。

大宮委員 と私は実は思っています。こういう初歩的な事をへっちゃらにやって足りなかったら、あと追加してくれ、委員会に話しを持ってくるやり方、それを食い止めるために許可する時にそこを確認する必要があるのではないかと。現地調査もいいですけど設計図があるんなら建物と状況を見て建坪率が足りているかどうかまで見て許可すべきではないかと思ったもので。

事務局 今回の件につきましては大宮委員の話で間違いはございません。その点に付きご報告しなかった点については申し訳ありません。今回の申請を受け付ける上で建坪率という事で伺ったときに、建物は建築途中なんですけど許可がおりたあとに建築途中にご相談がありました。その際に私どもも許可を下ろしている以上その時にどうやったのかと、大宮委員のお

っしゃるとおりですので、その際にこちらも県と相談し確認したところ、おうちが出来た以降でない、何を確認していたのかという事もあります。当初に計画されていたのかどうか、途中お話もありましたとおりに足りなかったら申請すればいいわという話しですと委員会としましても良くないという事もございましたので、今回家が完成したという事で庭園用地が足りなくなったので申請を受け付けましたが、このような途中で話しが出た場合には速やかに報告させていただいてその後の判断を求めべきかと考えております。

大宮委員

それは甘くないか。言えばなんとかなると、委員会に言えばなんとかしてくれと甘く見られたようで気分が悪かったので。皆さん忙しい中活躍していただいているので。こんな簡単な理由で委員会に言えばなんとかなると。田んぼを宅地に変えていく、昔の農業委員のイメージですが、そのような事を考えていくと昔の農業委員はきつかったですし怖かったイメージがあります。こんな事していいんかいね後から農業委員会からなんか言われんかいね。というくらいおまわりさんか農業委員かというくらい権威がありました。こんな簡単な理由で簡単に認めるのはよろしくないと考えたので言わせていただきました。このぐらいの事をこっちで把握しておくのか、現地視察した時に設計士がおる場合それぐらいの質問をして大丈夫かと確認した上で現地確認を終了したとしていただきたいと思っています。私の場合は医院のケースを見てきました。あれは図面もありました。敷地の面積もありました。だから建坪率が足りないという事ははっきりわかりましたので現場は良しとしました。我々は建物が建つ事に関しては街うちは建坪率ぎりぎりで行っていると思います。そこらへんははっきりしておくべきやと思います。それ以上大きな建物を建てるに隣近所に迷惑がかかり他の法律にかかるおそれもありますので簡単に許可を下ろすと後でやっかいになると思うんです。ですのでそこは慎重に現地確認して許可をおろしていただきたいと思います。今回、これがダメやという事ではないですが手順としてはどうかと思いましたので意見だけ言わせていただきました。

議長

上申書とか始末書とかいう事では。許可書を出すときには理由も言わないといけないです。建坪率の問題も出てきているのではいいという訳にはいかないから上申書とか始末書を本人から取って。

大宮委員	<p>そういうことをすれば農業委員会もやられませんか。わかっていて何で許可を下ろしたしたという事で。</p> <p>今回は近くに農地があったので良かったですが無い場合は許可から取消ですよ。隣がうんと言ってくれたので良かったですがダメですと言われてたら根本からやり直しですよ。</p>
新谷委員	<p>私もその意見を言おうと思ってました。この屋敷があったのでこの意見が出てきたと思うんですよ。</p>
大宮委員	<p>そこまで考えて許可しないと。屋敷ぎりぎりでも余裕がなかったら、設計とか建物とか止まってしまいますよ。いまここ許可出てからやるみたいですが。今許可したからいいようなものの許可がなかったらつぶさないといけませんよ。こういう現状があって工事がストップしているはずなんです。これを許可するまで県もダメやと言ってるから。よういドンが失敗しているのだから建築にも家主にも遅れ遅れでみんな迷惑がかかっているはずですよ。</p>
坂下委員	<p>一番の原因を作っているのは建築課やね。</p>
大宮委員	<p>設計士や建築課がそこをわかっていないといけませんわね。そこら辺がわかっているはずやと思っているので許可を下ろすわけやけども、このような問題が起きたので確認するという事。ダメという事ではなく。</p>
坂下委員	<p>建物を建築するには建築課に確認申請をとらなければならないし、申請があったときには建築課の職員が必ず現地を確認するはずですよ。</p>
大宮委員	<p>そうなんです。ですのでこういう事が起きるはずがないはずなんです。ですが許可をしなければなりませんのでこういう事も踏まえて現地調査、許可をしていただきたいと思います。</p>
東 委員	<p>当事者としては逃げ道をつくったというわけやね。</p>
大宮委員	<p>これしか今の建物をなぶらんで、地面を広げれば建物をなぶらなくていい</p>

	いので。許可できなかつたら建物を縮小しなければいけないです。
東 委員	それをせんが為に無理矢理考えたという事やね。
大宮委員	こうなったのは設計士が悪いと思います。
議 長	上申書をとりませんか。
大宮委員	でも今回この人達に迷惑をかけたらいけないんで。これは私たちが悪いんです。一番悪いのは設計士が悪いんやけど。
新谷委員	一番最初の農業委員の立場としては建坪率も含めてみなきゃならなかったという事でしょうか。
大宮委員	そこまではタッチすべきじゃないと思います。
安 委員	4月の申請の時には建物図面もあったのですか。
事 務 局	少なくとも転用図はありましたが建物図面は確認したいと思います。
大宮委員	その時は建物を建てるという事で許可しとる訳やろ。どんなものを建てるかは把握しておくべきやと思うけど。
事 務 局	建物を建てる時には家主さんの都合もあるでしょうけど、建築確認が下りてから来ているものと途中段階で来ているものも早く建てたいのであると思うんです。建築許可の申請と平行しているものについては計画中であってもつけていただく方がいいかと思いますのでつけていただくよう指導して受け付け、建坪率については我々でチェックするのは難しいかと思います。
大宮委員	あり得んことがあったのでおかしくなっている。 もう一つあってこれが3階建てが5階建てになった場合日照権などの問題も出てきます。そうしておく把握しておく必要がある。5階建てのビルを建てるかもしれない。そうやって日照権などとなった場合なん

	<p>で許可したのかと言われるかもしれない。何で農業委員会が許可したんやとも言われかねない。という意味では建物を建てる場合にはどういう建物を建てるんですかと聞いておく必要があるかと思います。</p>
事務局	<p>そうしましたら、今われわれでも建築確認を平行してやるという事であればその敷地と平面図を添付してほしいと思います。</p>
大宮委員	<p>でも建物を建てる場合、地面を買ってから数年後に建てる場合もあるので、付帯事項として建てる場合には改めて農業委員会の許可や連絡が必要ですよとやっていかないと3年後、5年後という計画もある訳ですからきっちり文章化して計画が変化したときには農業委員会に許可が必要ですよと話しをしておくべきだと思います。</p> <p>もう一つ、5年後に建てますと許可を得た場合、建てなくて転用した場合は困る。だから文章化しておかないと困る。ですので建てる時には図面を見せるとしておかないと。</p>
事務局	<p>今年の4月から石川県でも許可が出た後きちんと許可どおりにされているかどうか確認するためにこれまで限定的に行っていたのですが、許可後完成するまで3ヵ月後、1年3ヵ月後と1年ごとに完成するまでどのようになっているかと、完成時には完了届を写真を添付して出すことになっていますので、計画どおりになっていない場合にはその時点で農業委員会がどのように指導するか対応したいと思います。</p>
大宮委員	<p>そこまでしっかりとすれば良いです。そういう事は申請者に口頭でも文書でも渡してありますか。</p>
事務局	<p>許可書を渡す際にこういう届も必要だと伝えて渡しております。</p> <p>今回の件に関しては許可書を渡す前に本人さんなりに伝えましょうか。</p>
大宮委員	<p>そこまでは必要ないと思います。これを機に幅広く考えたら心配事が一杯出てきたので発言したわけでこれは普通どおりすんなり許可してくればいい。</p>
谷内委員	<p>事務局も説明するときにもう少し経緯を話してくれなきゃ。私らに聞こ</p>

	<p>えのいいところだけ話して判断を求めるのではなくて、こういう案件でこういう経緯がありますという事も説明していただかないと。</p>
事務局	<p>次回から経緯も含めて説明させていただきたいと思います。</p>
議長	<p>ほかにはないでしょうか。 質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第26号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。 よって【議案第26号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に【報告第23号】の農地法第3条の3の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。議案書7ページをお開きください。報告第23号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。今月は4件です。</p> <p>1番です。土地の所在は三井町洲衛〇〇の田1,411㎡ほか12筆12,318㎡です。相続人は新橋通の〇〇さんで届出日は平成28年8月23日です。届出事由は相続です。</p> <p>2番です。土地の所在は町野町西時国〇〇305㎡ほか24筆2,414.82㎡です。相続人は神奈川県川崎市の〇〇さんで届出日は平成28年8月31日です。届出事由は相続です。</p> <p>3番です。土地の所在は町野町寺山〇〇の田135㎡ほか3筆1,231㎡です。相続人は岐阜県安八郡安八町の〇〇さんで届出日は平成28年9月5日です。届出事由は相続です。</p> <p>4番です。土地の所在は中段町〇〇の畑624㎡ほか11筆5,847㎡です。相続人は埼玉県さいたま市の〇〇さんで届出日は平成28年9月7日です。届出事由は相続です。</p> <p>以上合計54筆21,810.82㎡で内訳は田が15,741㎡、畑が6,069.82㎡です。以上です。</p>

議 長	はい。ありがとうございます。これより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質問なし)
議 長	それでは【報告第23号】を終わります。 次に【報告第24号】の農地法第5条の制限除外の届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。
事 務 局	はい、ご説明いたします。議案書 11 ページをお開きください。報告第24号農地法施行規則該当転用届です。今月は1件です。 1番です。土地の所在は門前町飯川谷〇〇の田 155 m ² のうち 31.47 m ² 、門前町飯川谷〇〇の田 592 m ² のうち 67.49 m ² で申請人は輪島市で利用状況は携帯電話基地局です。以上 2 筆 98.96 m ² で内訳は田が 98.96 m ² です。こちらにつきましては市の事業としまして携帯電話の不感地帯に対して携帯電話の基地局を設置するもので、NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク 3 社全ての携帯電話基地局が設置される予定になっています。以上です。
議 長	はい。ありがとうございます。これより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質問なし)
議 長	質疑がないようですので【報告第24号】を終わります。 次に【報告第25号】の農地法の適用を受けない土地の証明願を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。
事 務 局	はい、ご説明いたします。議案書 14 ページをお開きください。報告第25号非農地証明願承認についてです。今月は1件です。 1番です。土地の所在は門前町日野尾〇〇の田 33 m ² で申請人は金沢市の〇〇さんで利用状況は庭園用地です。 合計 1 筆 33 m ² で内訳は田が 33 m ² です。こちらについては、昭和 53 年 2 月 27 日に庭園用地として申請人の父に対して許可されておりますが登記されていないという事で今回非農地証明願が出ているものでございます。以上です。

議 長	それでは申請番号1番について地区担当委員議席番号4番 山本 秀夫委員が欠席ですので、森谷委員よりご意見をお願いいたします。
森谷委員	はい、5番森谷です。この申請番号1番ですが、先ほどの5条申請と同じく23日に現地を確認しております。現場を見たんですがこの赤い囲っている箇所です。手前が住宅という事で現状は空き地でぼうぼうとなっている状態です。周りには耕作等影響はないと思いますのでよろしく願いします。
議 長	はい。ありがとうございます。これより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質問なし)
議 長	質疑がないようですので【報告第25号】を終わります。 次に【報告第26号】の農地の形状を変更することについて届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。
事 務 局	はい、ご説明いたします。議案書17ページをお開きください。報告第26号農地改良届出についてです。今月は1件です。 1番です。土地の所在は山本町〇〇の田692㎡の自作地で届出者は山本町の〇〇さんで、農地改良理由は家庭菜園として利用するため盛土したいとの事であり、工期及び施工内容は平成28年9月5日から平成28年10月31日までであり、盛土高は30cm、施工は森土木工業株式会社です。合計1筆692㎡で内訳は田が692㎡です。以上です。
議 長	はい。ありがとうございます。これより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質問なし)
議 長	質疑がないようですので【報告第26号】を終わります。 以上をもちまして、総会の議事は全部議了いたしました。 「いしかわ農業委員活動1・1・1運動」について大宮委員より報告願います。

大宮委員	(大宮委員より「いしかわ農業委員活動1・1・1運動」の報告)
議長	それでは第9回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。 どうもご苦労さまでした。

平成28年9月26日

以上、議事の概要を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

記 録 坂 出 和 彦

輪島市農業委員会会長

署 名 委 員 8 番

署 名 委 員 1 0 番
